

番号単価の修正及び番号単価告示の一部改正について  
(報告)

<目 次>

○番号単価の修正	1
○番号単価告示の一部改正	2

# 番号単価の修正について

## 番号単価の修正制度

- ユニバーサルサービス制度における合算番号単価・番号単価は、原則として毎年4月に前年度からの繰越額等を反映して見直しを行い、原則7月以降は修正後の合算番号単価・番号単価を適用することとされている。  
※これまで番号単価は毎年修正されているが、合算番号単価が修正されたことはない。
- 具体的な算定方法は告示(平成18年総務省告示第429号)に規定。
- 基礎的電気通信役務支援機関が告示に従って算定し、算定結果を総務大臣に通知する(認可不要)。

## 算定結果

- 番号単価の算定方法に基づき下記の式により修正合算番号単価を算定。

$$\text{修正合算番号単価} = \frac{\text{補てん対象額等} - (\text{前年度残余の額} + \text{上半期徴収予定額})}{1 \text{ 月末番号数} \times \text{下半期月数} (\text{通常は6ヶ月})}$$

- 本年4月に行った算定の結果は以下のとおり。

$$\frac{\text{約111.6億円} - (\text{約10.2億円} + \text{約61.2億円})}{\text{約2億418万番号}} \div 6 \text{ ヶ月} \doteq 3.279669 \dots = \mathbf{3 \text{ 円}}$$

平成24年度の補てん対象額等 - (平成23年度の残余の額 + 平成24年1月~6月の番号数に基づく徴収見込み額)

平成24年1月末時点の稼働電気通信番号の総数

- 修正合算番号単価を適格電気通信事業者ごとの下半期での要徴収額の比率で案分することで、番号単価を算定。

## スケジュール

- 平成24年4月17日付けで基礎的電気通信役務支援機関である(社)電気通信事業者協会から総務大臣に対して通知。
- 本年7月の番号数から3円を適用。



# 番号単価の算定方法(平成18年総務省告示第429号)の改正について①

## 改正の必要性

- 年度ごとに定める番号単価の適用期間は最終算定月(※)までとされているため、毎年度の番号単価の適用開始月が一定でないほか、それが判明するのが適用開始直前となっている。これは、近年の合算番号単価等の低下に伴う徴収額の差の拡大により、一層顕著になるものと考えられる。  
※ 最終算定月とは、毎月支援機関が徴収する負担金の累計がその年度に徴収すべき金額に達した月をいう。当該年度の番号単価は最終算定月まで適用される。
- こうした状況を解消するため、①番号単価の適用期間の固定化、②番号単価の算定方法の精緻化、③必要な規定の整備を内容とする改正を行う。

## 改正案

### ① 番号単価の適用期間の固定化

- 修正番号単価(下半期に適用される番号単価)の適用期間を、原則として12月までとする。[第2条第4項、第3条第3項]  
併せて、新年度の負担金等の認可を受けていない場合には、1月以降もそれ以前の番号単価を用いることとする。[第3条第4項]

### ② 番号単価の算定方法の精緻化[第2条第1項・第2項、第3条第1項・第2項]

- 合算番号単価及び番号単価の算定において、過去の算定対象電気通信番号の総数に代えて「予測算定対象電気通信番号の総数(※1)」を用い、前年度繰越額として「前年度過不足額(※2)」を加味する(※3)。

<例:合算番号単価の算定式[第2条第2項]>

改正後	現行
合算番号単価＝ (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額 ＋支援機関の支援業務に係る費用の額 －予測前年度過不足額)  ÷算定対象年度の前年度の1月から算定対象年度の12月 までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計	合算番号単価＝ (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額 ＋支援機関の支援業務に係る費用の額)  ÷直近の算定対象電気通信番号の総数 ÷前項の番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番 号の数に係る月から最終算定月と見込まれる月までの月数

※1 前年同月の対前年前月に対する伸び率を用いた予測値。「前月の電気通信番号×(前年同月の番号数/前年前月の番号数)」で算定する。[第1条第2号]

※2 前年度の徴収額から前年度に徴収すべき額を控除して得る額。「(算定対象年度の前年度に支援機関が徴収した負担金の総額＋当該年度の算定自己負担額)－算定対象年度の前年度に支援機関が徴収すべき額(補てん対象額＋支援業務費－前々年度の前年度過不足額)」で算定する。

併せて、算定等規則第5条第2項又は第3項に基づき交付金の額が減額された場合の調整を行う。[第1条第3号・第4号]

※3 現在は修正合算番号単価及び修正番号単価の算定に当たり前年度繰越額として「前年度残余额」(最終算定月の徴収額からその年度の負担金を控除した額)を加味しているが、これについても「予測前年度過不足額」を加味することとする。

### ③ 必要な規定の整備

- 「予測対象電気通信番号の総数」「前年度過不足額」等の定義をする等の規定の整備を行う。[第1条等]

### ④ 施行期日等

- 公布の日から施行し、平成24年9月に行う番号単価の算定から適用すること等を規定する。[附則]



# 番号単価の算定方法(平成18年総務省告示第429号)の改正について②

## 現在

[番号単価の算定]

補てん対象額+支援業務費

当該年度の負担金の充当  
(最終算定月まで)

最終算定月

前年度残余额

前年度残余额

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月

負担金の徴収額

[負担金の徴収]

番号単価の適用期間(最終算定月まで)

## 改正案

[番号単価の算定]

補てん対象額+支援業務費

当該年度の負担金の充当  
(最終算定月まで)

最終算定月

12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月

負担金の徴収額

[負担金の徴収]

番号単価の適用期間(最終算定月にかかわらず1月~6月・7月~12月)

前年度過(不足)額

前年度(過)不足額

■番号単価の適用期間

=前年度の最終算定月の翌月から  
当該年度の最終算定月まで

■合算番号単価の算定方法

= (補てん対象額+支援業務費)  
÷ 前年6月末の番号数×12ヶ月



■番号単価の適用期間

= 1月から12月まで

■合算番号単価の算定方法

= (補てん対象額+支援業務費  
- 予測前年度過不足額)  
÷ 1月~12月の予測番号総数

※ 修正合算番号単価の算定方法  
も同様の考え方で見直す。

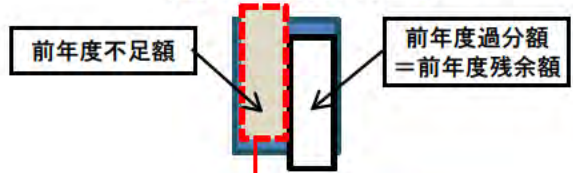
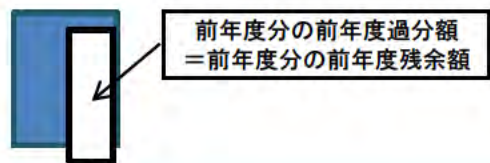
# 番号単価の算定方法(平成18年総務省告示第429号)の改正について③

□前年度の最終算定月が12月の場合

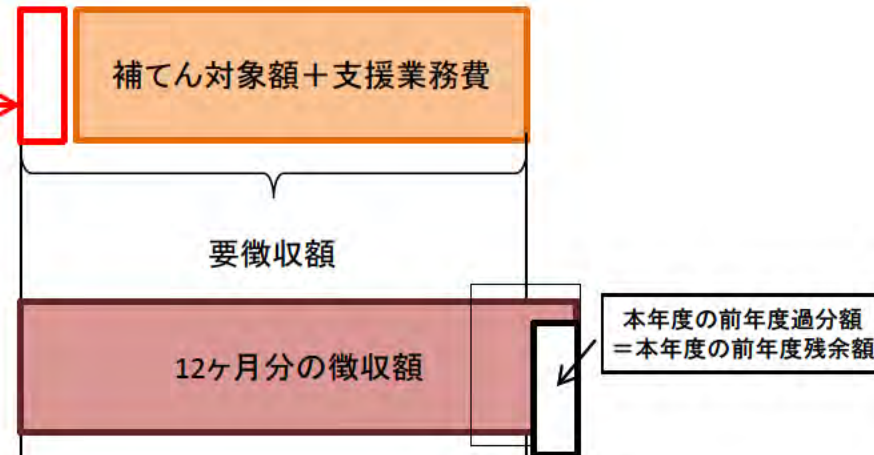
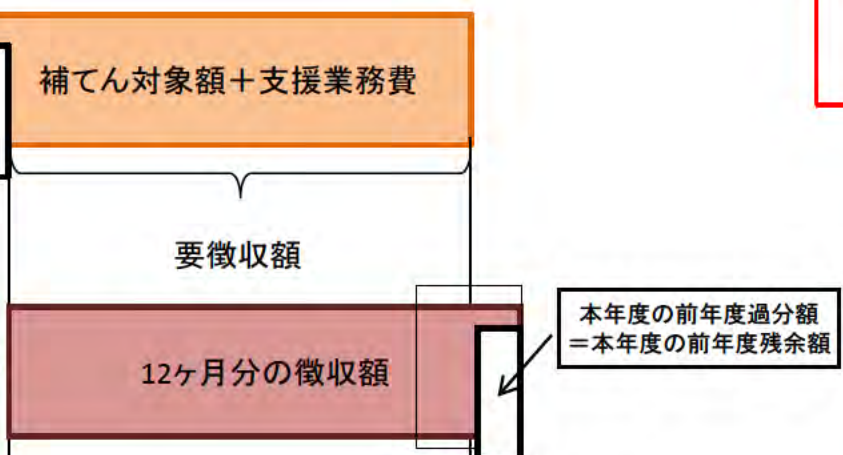
□前年度の最終算定月が1月の場合

【前年度12月分徴収額】

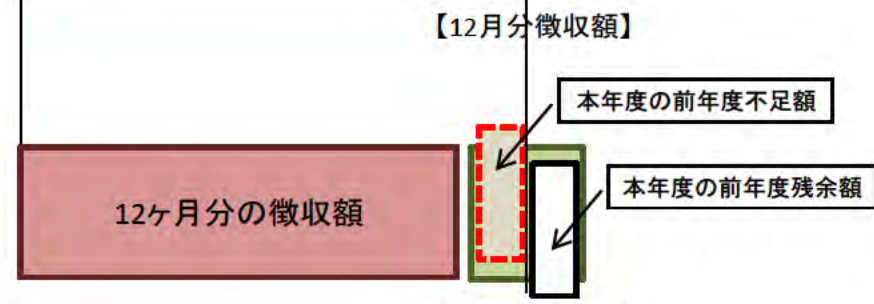
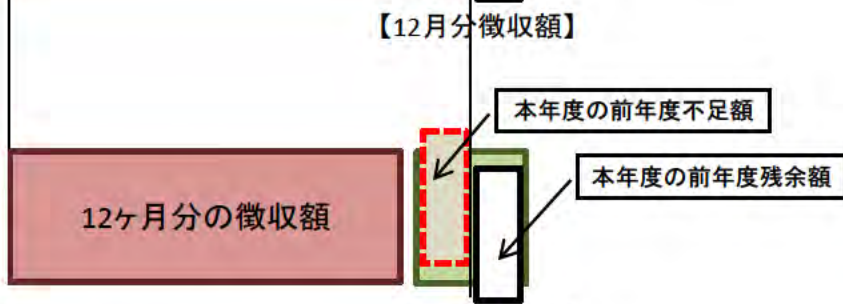
【前年度1月分徴収額】



□本年度の最終算定月が12月の場合



□本年度の最終算定月が1月の場合



【1月分徴収額】

【1月分徴収額】

○ 前年度過不足額 =

- ・ 前年度の最終算定月が12月以前るとき … 前年度残余额と同額
- ・ 前年度の最終算定月が1月以降るとき … 1月から前年度の最終算定月までの徴収額 - 前年度残余额

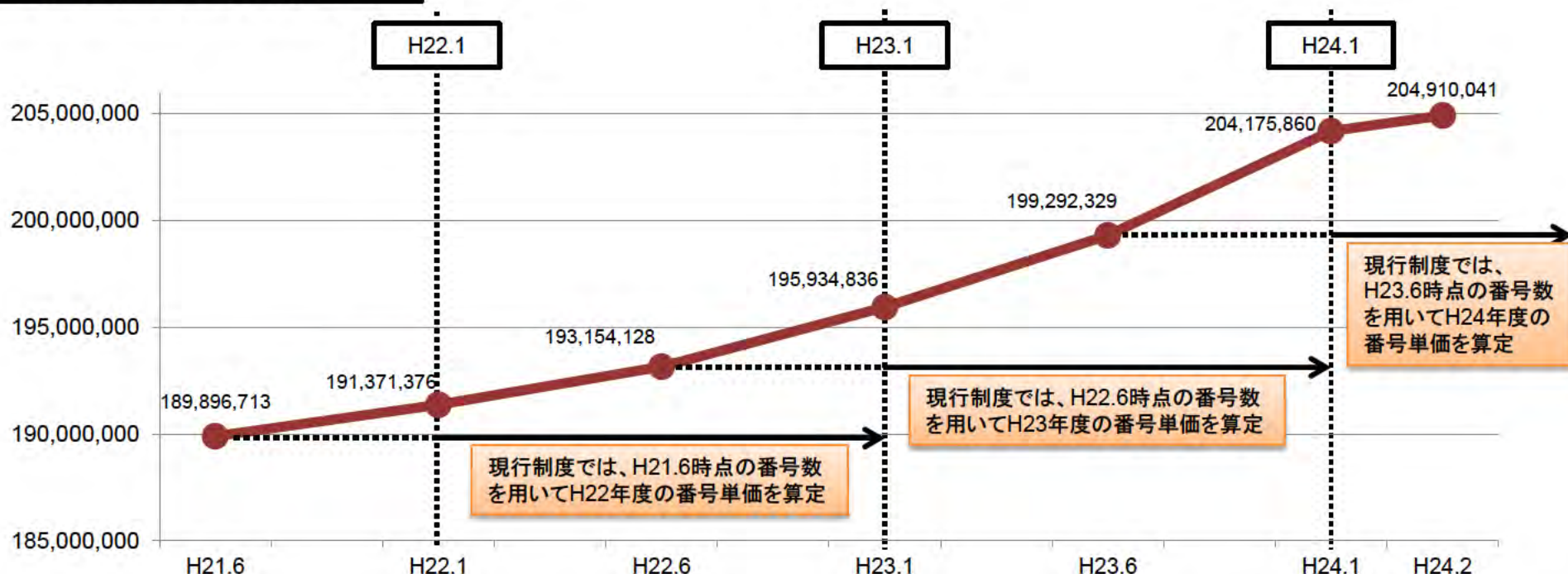


# 【参考】合算番号単価と適用期間の推移／電気通信番号数の推移

## 合算番号単価と適用期間の推移

		H18年度 認可分	H19年度 認可	H20年度 認可分	H21年度 認可分	H22年度 認可分	H23年度 認可分						
年月(番号ベース)		19年 1月 12月	20年 1月 12月	21年 1月 12月	22年 1月 12月	23年 1月 12月	24年 1月 12月						
補てん対象額+支援業務費		15,301百万円	13,627百万円	18,104百万円	18,874百万円	15,254百万円	11,162百万円						
実績	合算番号単価	7円		6円		8円		8円		7円		5円	3円
	算定結果	7.12	7.07	6.20	6.23	8.10	8.58	8.28	8.79	6.58	6.42	4.67	3.27
	適用月 (番号ベース)	19.1~12		20.1~21.1		21.2~22.1		22.2~23.1		23.2~12		24.1~6	24.7~

## 算定対象電気通信番号の数の推移





# 【参考】負担事業者一覧と利用者への転嫁状況(平成24年1月1日現在)

区分	電気通信事業者名	実施月 ※注1	ユニバーサル サービス料(税込み)	備考
1	アイテック阪急阪神株式会社	H24.1	月額5.25円	
2	イー・アクセス株式会社	H24.1	月額5.25円	
3	株式会社ウィルコム	H24.1	月額5.25円	
4	株式会社STNet	H24.1	月額5.25円	
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	H24.1	月額5.25円	
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	H24.1	月額5.25円	
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	H24.1	月額5.25円	※1
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ	H24.1	月額5.25円	※2
9	株式会社NTTぷらら	H24.1	月額5.25円	
10	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	H24.1	月額5.25円	※2
11	沖縄セルラー電話株式会社	H24.1	月額5.25円	※1
12	九州通信ネットワーク株式会社	H24.1	月額5.25円	
13	KDDI株式会社	H24.1	月額5.25円	※1
14	KVH株式会社	H24.1	月額5.25円	
15	株式会社ケイ・オプティコム	H24.1	月額5円	
16	ソフトバンクテレコム株式会社	H24.1	月額5.25円	
17	ソフトバンクBB株式会社	H24.1	月額5.25円	
18	ソフトバンクモバイル株式会社	H24.1	月額5.25円	※1
19	中部テレコミュニケーション株式会社	H24.1	月額5.25円	
20	株式会社テクノロジーネットワークス	—	—	※3
21	東北インテリジェント通信株式会社	H24.1	月額5.25円	
22	株式会社長野県協同電算	H24.1	月額5.25円	
23	西日本電信電話株式会社	H24.1	月額5.25円	
24	東日本電信電話株式会社	H24.1	月額5.25円	
25	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	H24.1	月額5.25円	
26	ベライゾンジャパン合同会社	—	—	
27	株式会社UCOM	H24.1	月額5.25円	※2

注1 実施月の欄が「—」となっている事業者は、現時点で利用者に負担を求めないこととしている事業者。

注2 左表の負担事業者のほかに、負担事業者との契約により電気通信番号の提供を受けている電気通信事業者が222社あり、うち149社がユニバーサルサービス料を設定している。(平成24年2月1日現在)

※1 プリペイド携帯電話については、異なる課金方法等となる。

※2 サービスの内容により異なる。

※3 一般利用者へ電気通信番号を付与して行うサービスの提供は実施していないため、一般利用者向けのユニバーサルサービス料金は設定していない。

< (社)電気通信事業者協会公表資料(「負担対象事業者一覧」及び「ユニバーサルサービス料の設定状況について」)より作成 >